

記

1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

2 措置の内容

(1) 社団法人長野県高圧ガス保安公社（企業局）

| 事 項 | 監査結果（要旨） | 措置の内容 |
|----------------------------|------------------------|---|
| (1) 社団法人長野県高圧ガス保安公社（2-2-6） | ア 非課税売上の集計誤り（2-2-6-1） | 課否判定書における利息収入、有価証券売却収入の金額の入力誤りによる非課税売上の集計に誤りがあった。 |
| | イ 仕入控除税額の計算誤り（2-2-6-2） | 平成14年度は課税売上割合が95パーセント以上であるため、仕入控除税額は全額控除となるが、平成13年度の個別対応方式をそのまま行い、非課税売上分を仕入控除税額より控除していた。 以上をふまえ更正の請求を行うことが必要 |

16人第242号

平成17年（2005年）2月23日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果（主に是正改善に係る事項）

| 事 項 | 監査結果（要旨） | 措置の内容 |
|----------------------|---|--|
| ア 超過勤務手当の支給について（2-3） | 超過勤務手当のより適正な支給に向けての改善は着実に進んでいるものの手当での支給は、一般的には、その必要性を客観的に評価することが難しい場合が多く、管理を緩めれば自然的膨張を許す性質のものであると考えられる。職員本人が職員一般の能力に照らして、超過勤務の必要性があるか十分 | 時間外勤務縮減の通知や取組等により、職員においては、自らの業務を権限付与し、計画的・効率的な業務執行のための意識改革を行うことを、上司においては、職員の業務内容を把握した上で、事前に超過勤務命令を行ふことを徹底することによって、相互に超過勤務の必要性について厳格に吟味する態勢 |

に吟味しているかどうか、さらに、上司もその勤務内容や必要性について十分に吟味しているか、両方の視点から超過勤務の必要性が検討されなければならない。

をとりながら、より適正な超過勤務手当の支給に努めている。

| | |
|---|--|
| 必要的な超過勤務に対しては、適切な手当が支給されなければならないが、不要の超過勤務に対しては徹底してこれを防止し、発生した超過勤務に対しては、事後においてある程度の客観的な検証が可能となるよう、超過勤務の手續、さらには、定時時間内の勤務記録の管理を含めて改善の検討を続けることが必要である。 | 職員個々人が自律的に勤務時間を管理する発想に意識を改革すること、また、管理監督者が、職員の勤務実態を正確に把握することを目的に、「時間管理表」の取組を試行し、事後における業務の客観的な検証を可能としながら、より一層の業務改善について検討を行った。 |
| イ 退職時特別昇給（いわゆる「名誉昇給」）の廃止に向けた検討をすべきこと（2-10） | 退職時特別昇給は、「名誉昇給」などとして批判的に取り上げられており、多くの地方公共団体で見直しが進んでいる。長野県においても制度そのものについて、廃止に向けた検討をすべきである。 ○長野県独自の退職時特別昇給 平成16年2月20日廃止 ○国準拠の退職時特別昇給 平成17年4月1日廃止決定済み |

16行第99号

平成17年（2005年）3月10日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査意見（組織の運営の合理化のための提言）

| 事 項 | 監査結果（要旨） | 措置の内容 |
|---|--|--|
| ア 事務職（事務吏員）と技術職（技術吏員）との昇任、昇任格差について（3-1） | 事務吏員と技術吏員における昇任・昇格には是正すべき明らかな格差が生じていることは認めることは困難であるが、今後職員間 | 職務において期待される行動を客観的な能力の評価基準として定義し、実証に基づく評価の結果を適正に昇任や異動に反映さ |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|
| | において不公平感が発生しないように、公平な評価とともに、昇任基準の透明性を高めていくことが望まれる。 | せるため、現在新たな人事評価制度の設計に取り組んでいる。 | | あり、働きがいのある給与制度の仕組みづくりの一環として、事務に有益な資格に対する評価、手当のあり方について将来において検討すべきである。 | いても、職員の能力を評価する際の一つの要素として取り入れることを検討している。 |
| イ 業務関連公的資格取得者に対する評価、手当について検討すべきこと(3-2) | 職務を行ううえで有益な資格取得は能力評価の一つの要素として考慮されるべきもので | 現在、能力評価を含む人事評価制度の設計に取り組んでいるが、事務に有益な資格につ | | | 監査委員事務局 |

公告

平成17年度長野県警察官採用試験(A・第1回)を次のとおり行います。

平成17年3月24日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験の名称 | 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内 容 |
|-------------------|------|--------|---|
| 長野県警察官採用試験(A・第1回) | 男 性 | 30人程度 | 警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。 |
| | 女 性 | | |

3 受験資格

(1) 年齢等

| 試験の名称 | 試験区分 | 年齢等 |
|-------------------|------|--|
| 長野県警察官採用試験(A・第1回) | 男 性 | 昭和51年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成17年9月30日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。) |
| | 女 性 | 昭和51年4月2日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成17年9月30日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。) |

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方 法

| 試験の方法 | 試験の内 容 |
|-------|----------------------------------|
| 教養試験 | 大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験 |

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、知識分野25題、知能分野25題の計50題を必須解答する方式です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

| 試験の方法 | 配 点 | 合 格 基 準 |
|-------|------|--|
| 教養試験 | 400点 | 160点(正答率4割)。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点 |
| 合 計 | 400点 | |

ウ 日時及び場所

(7) 日 時

平成17年5月22日(日) 午前8時50分

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、松本市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

| 試験地 | 試験会場 |
|-----|---|
| 長野市 | 東北信運転免許センター(長野市川中島町原704-2) |
| 松本市 | 信州大学経済学部(松本市旭3-1-1) 松本労働者福祉センター(松本市中央4-7-26) |

エ 第1次試験合格者の発表

平成17年5月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>
<http://www.pref.nagano.jp/police/>

(2) 第2次試験

ア 方 法

| 試験の方法 | 試験の内容 |
|-------|-----------------|
| 論文試験 | 一般的事項についての論文試験 |
| 口述試験 | 個別面接による試験 |
| 性格検査 | 性格についての検査 |
| 体力検査 | 瞬発力等についての5種目の検査 |

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

| 試験 | 配 点 | 合 格 基 準 |
|------|--------|--|
| 論文試験 | | 評定は5段階で行い、試験員3人のうち最下位の段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。 |
| 口述試験 | 950点 | 評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。 |
| 性格検査 | | |
| 体力検査 | 50点 | 22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。 |
| 合 計 | 1,000点 | |

ウ 日時及び場所

平成17年6月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

| 試験区分 | 身 体 的 条 件 |
|------|--|
| 男 性 | a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。 |
| 女 性 | a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。 |

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成17年7月上旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>
<http://www.pref.nagano.jp/police/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) この採用試験の合格者の採用は、原則として平成17年10月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は、192,850円（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（A）請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号　所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成17年3月28日（月）から4月19日（火）までです。

なお、郵送による申込みは、4月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、4月20日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

| 口頭により請求することができる記録情報 | 開示請求できる人 |
|--|----------|
| 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 | 第1次試験受験者 |
| 1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位 | 第2次試験受験者 |

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4235）に問い合わせてください。

(別表)

教養試験の出題分野

| 試験の方法 | 出題分野 |
|-------|---|
| 教養試験 | 知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈 |

人事委員会事務局